

2024年8月2日

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第6回)への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が国会において成立し、またこども未来戦略「加速化プラン」等の施策を着実に実行していくため、本年度は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する重要な年であることから、市町村への一層の支援を是非お願いしたいと思います。以下、3点意見を提出いたします。

1. こどもまんなか実行計画について

こどもまんなか実行計画、こども施策を推進するために必要な事項として、地方公共団体に対するガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援が考えられています。本年度は各自治体が市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する重要な年ではありますが、具体的にどのような自治体支援が考えられているのでしょうか。特に、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら進めていく点については、継続的な自治体への支援が必要と考えます。

2. 「地域子育て相談機関」の設置促進、妊婦等包括相談支援事業について

こども家庭庁の報告では、「こども家庭センター」の設置は、全国 1741 自治体中 876 自治体(設置率 50.3%)となっています。同様に自治体に対して努力義務とされた「地域子育て相談機関」の設置は、さらに遅れている状況です。「地域子育て相談機関」は、相談の敷居が低く、生活圏域(中学校区に 1 か所)にあり、子育て家庭が継続的につながるための工夫をする機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等が想定されています。特に、子育て家庭の中には、「こども家庭センター」には直接相談しにくいと感じる家庭も想定されることから、こども家庭センターを補完する役割を期待されています。また、その職員は、利用者支援事業基本型の専門員(通称:子育て支援コーディネーター等)が原則配置となっております。困難やリスクが想定される家庭を含め、すべての子育て家庭を対象としていくためには、日常的に自分のペースで通える地域の居場所や相談の場の活用が不可欠です。スポットの面談だけでは本音を話せない家庭も多く、「地域子育て相談機関」の設置促進と利用者支援事業基本型の専門員(通称:子育て支援コーディネーター等)の拡充、支援の質の向上が必要です。

また、妊娠期からの切れ目ない支援を考える上でも、「こども家庭センター」と「地域子育て相談機関」、「利用者支援事業」の連携・協働による、妊婦等包括相談支援の体制整備が必要と考えます。ぜひ、設置促進をお願いいたします。

3. こども誰でも通園制度について

- ①本年度の試行実施において、幅広い観点から検討し多様な取り組みを検証する
- ②こどもが保育を受ける権利保障と子育て家庭支援を両立させる
- ③自治体の現状を踏まえた実施と全国一律の制度としての展開をどう整合性をもたせるか検討する
- ④一時預かり事業の見直しも同時に行う
- ⑤条件が整っている場合に、NPO 法人等が事業者として排除されない仕組みづくりとする
- ⑥人材確保は、担い手のすそ野を広げる視点で実施する
- ⑦事業者が取り組みやすいよう補助金のアップが必要